

法起寺塔婆露盤銘文考

會津八一

一

法隆寺からすぐ近い法輪寺と法起寺には、ともに創建のまゝの三重塔があつて、その伽藍配置のプランから建築様式の細部に至るまで、いづれも法隆寺によく似て居るばかりでなく、同じく聖徳太子に深い因縁を傳へられて居るので、これ等二基の塔は、誰の目にも、法隆寺を姉とする二人の若い妹といふ印象を與へる。それで世間の藝術史家は、これ等の塔を一樣に推古時代の遺品として尊重して居る。かつて明治三十七八年頃我國の史壇に法隆寺建築の問題について議論の花が咲いた時、喜田關野兩氏の示された幾多の論文は、いづれも若々しい學匠の熱と力の籠つたもので、その雄辯宏辭と博引旁證とを以て互に力闘せられた戦蹟は、まことに目醒ましいばかりの一大偉觀であつた。その焦點は云ふ迄も無く再建の是非にあつたが、兩氏ともに其有力な傍系の論據を此等の二塔の上に求めようとせられた。これも無理もないことであつた。一體學問そのものゝ性質から云つても、體系があつてこそ貴い議論となるのであつて、私が兩氏のこの論戰を展望して、堂々たる壯觀といふの

も實は此の故であるが體系の貴さは部分々々の眞實と必ず相俟たなければならぬ。その部分々々に就いて、より深い研鑽の結果が、吾々をより正しい理解に導く日が來れば、前日の體系は流れ去る夢のやうに變改を餘儀なくされる。これは自然の勢である。體系は正しい知識の上に自ら成り立つのを待つべきで、決して性急に故意に作り上げらるべきもので無いからである。況や體系の爲に體系を作り、或はこれを守らうとするのは、學問の進歩の上に大害がある。私が喜田關野兩氏の論戰に敬意を表すと云つても、もはや三十年前のことであるから、今の吾々から冷靜に觀察すれば、失禮ながら兩氏ともに隨分險路隘路を踐んで居られる所も見受けられる。少くも私は左様信じて居る。しかるに今日に至るまでに兩氏ともに露ばかりも左様した自覺の氣色を見せられないし、周圍の學者達も、不思議にも其後まだ自信あるところの新意見（註）を此等の大問題について發表された者のあるのを聞かない。地に匍ふものゝ仰いで天上に巨神の格闘を賭る如く、學界はひたすら、この三十年前の若き二人の「學士」の論争の歸決を、今尙ほ鳴を靜めて待ち侘びて居る姿である。それ故に今新に日本美術史を學ぶ者は、劈頭から此根本的な問題について、恰もがみ違ふ二本の太い平行線のやうな兩氏の意見をば、其まゝ、腦裏に刻み込まなければならぬ形勢に在る。古美術の研究は今日よりも盛なるはなしと口癖に云はれながら、事實はかうした沈滞である。そこで今私は、たゞ法起寺だけに就いて、ことに其塔の露盤の銘文だけに問題を局限して、茲に私の考へるところを述べて見る。兩氏には私交もなく面識もない私であり、ことにかう

した問題についてまだ格別これと云ふほどの意見を發表しても居ないから、何の行きかゝりもなく、冷靜公平に所見を述べられることは、私としては満足に至りである。

(1) 今の専門建築史家は「推古時代」と云はず、「飛鳥時代」の名を呼ぶ。私が「推古時代」と呼ぶのは私の便宜のためである。

(2) 大正十年十月増訂の奥田抱生氏『日本金石年表』には此露盤銘を孝徳天皇二年丙午に編入してあるが、之は所謂千支一巡の間違である。氏は尙ほ此事については『法隆寺記補忘集』に據つたやうに註記して居られるけれども、『補忘集』には「戊戌舒明十年乎。太子崩十七年目也」と断り書まてしてある位だから、断じて良訓の責任では無い。

大正十年十一月發行の木崎愛吉氏の『日本金石史』第一卷には、『伊豫湯岡碑』や『元興寺露盤銘』などと、既に實物の失はれたものまで収録されて居るが、獨り此法起寺露盤銘だけは見えない。此處に同氏の意見が潜んで居るのであらうが、それを聞くべき機會が無いのは私の憾みとする所である。

大正十五年二月發行の服部勝吉氏著『日本古建築史』第一冊、昭和二年八月發行の工學博士天沼俊一氏著『日本建築史要』には此種の書物の常として共にこの法起寺塔をば推古時代のものとして居られる。しかし尙ほ何處となく断定に餘地が與へてある。此點は一時代一様式論を固守せられる關野氏の断然たる態度とは違つて居る。

又昭和二年二月發行小野玄妙氏著『大乘佛教藝術史の研究』に收められた『法隆寺堂塔造建年代私考』といふ論文の中には、この法起寺露盤銘を信すべきものとする氏の態度を窺ふことが出来るが、其證明を聞くことは出来なかつた。

昭和三年二月保井芳太郎氏著『天和古瓦圖錄』の説明文、及び昭和五年四月小島貞三氏著『大和巡禮』には法起寺塔婆の建立を天武天皇の時代としてある。しかし前者は瓦文の研究書であり、後

者は通俗の案内書であつて、共に此銘文の眞實性については何の證明も示して無い。むしろ最初から此銘文を信ずべきものと假定して、それを説明の基礎にされたのである。

(8) 當時は兩氏ともに若き學士で在られた。そして關野氏の此論文は『平城京及大内裏考』と併せて、氏の學位請求論文であつたと聞いて居る。

一一

便宜上先づ兩氏の論點を紹介すれば文學博士喜田貞吉氏は明治三十八年五月十日の『歴史地理』第七卷第五號の『法起寺及法輪寺塔婆建築年代考』といふ論文の中で、法起寺塔婆露盤銘の全文として、

上宮太子聖德皇壬午年二月廿二日臨崩之時、於山代兄王、勅御願旨、此山本宮殿宇、卽處專爲作寺、及大倭國田十二町、近江國田三十町、至于戊戌年、福亮僧正、聖德皇御分敬造彌勒像一軀、搆立金堂、至于乙酉年、惠施僧正、將竟御願、搆立堂塔、而丙午年三月露盤營作云云。

を示され、さて此文は、たゞ及の一字だけが解しがたいのみで、其他は用語も、文體も、内容の事實も、何等不都合もなく、充分に信憑するに足る根本史料であり、此に據れば此の寺の起源が正確に知り得らるゝことを主張された。即ち先づ聖德太子の薨後、その遺命を奉じて山代大兄王が基を開かれた。しかし其頃は宮殿を其儘に寺にしたままで、實際に寺として設計された金堂と其本尊の彌勒像が造られたのは、戊戌の年(999)福亮僧正の手によるもので、其

の後乙酉の年(985)に至つて惠施僧正の手で其他の堂塔が建てられ、其後丙午の年(706)に始めて塔に露盤を上げ、それに此銘文を刻んだ。従つてこの塔は決して推古天皇の時代のものでなく、所謂推古時代のものでもなく、ずつと後に天武天皇の十三年(685)に建てられ、文武天皇の慶雲三年(706)にやうやく完成したものである。これが喜田氏の説かれるところである。氏はかう説いて後、此銘文の眞實性に就いて用語などの上から疑を挟むものあるべきことを恐れて、いろ／＼の反對説を假定して、一々それに對する辯明を添へておかれた。これに對して工學博士關野貞氏は明治三十八年七月二十五日の『建築雜誌』第二百二十三號に『法起寺法輪寺兩三重塔の建築年代を論ず』といふ一文を公にして、此露盤銘の決して信ぜべき物にあらざることを主張された。第一に、文體が當時前後の金石文の體裁でない。第二に、記載の事實——例へば尼寺であるのに福亮惠施等の男僧が建立して居るなどは疑はしい。第三に、天平十九年(747)勸錄の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』を始め諸書によつて、推古天皇の十五年(601)には既に此法起寺は存在して居た筈であるのに、此銘文はこれと一致しない。第四に此銘文は鎌倉時代以前の如何なる書類にも載せて居ない。これ等は此銘文の價値を否定せんが爲に關野氏の列舉せられた理由の主なものであつた。要するに「後世無學の庸僧が爲にするところあつて贋作したものだと氏は喝破して、更に論歩を一轉して尺度及び様式の二點から此の塔があくまで推古天皇十五年以前のものなることを主張された。

其後再び喜田氏は此問題について、同年十一月『歴史地理』第七卷十一號で、「關野君の法起寺法輪寺塔婆婆年代考を駁す」と云ふものを發表された。凡そ博識で論證に長けた此兩氏のことであるから、其論據と論理と引證とを委細に今こゝで紹介することは出来ないが、要するに兩氏の主張のかうした背馳は露盤銘そのものゝ眞僞について判斷の根本的相違から來て居ることは明瞭である。

三

もと／＼一片の銘文の眞僞から起つた譯でも其影響の及ぶところは遠大で、其歸決如何によつては、日本建築史の既成の時代區分法にまでも根柢から動搖を與へるほどの大問題である。これに手を染めるほどの兩氏であるから、正直に云はしめれば私は此銘文の取扱ひに兩氏とも今少し慎重であつて欲しかつた。即ち、先づ關野氏が示された銘文のテキストは喜田氏のそれに較べると「子」といふ字が一字少い。これは明に關野氏の脱落に違ひない。第二に、兩氏共に其のテキストに含めて置かれる「而」と云云の三字は果して此銘文の中に加ふべきものであつたであらうか——私はこれを否定すべき理由を持つて居る。かうした二三字の出入は、此方面の研究にあまり興味の無い人々の目には、云ふに足らぬ些事と見られて、かへつて之をかれこれ咎め立てする私に對して「あらさがし」、「揚げ足取り」といふやうな非難があるかもしれないが、金石文を問題にする場合には、一字はおろか一點一劃でも

忠實に考究するのが専門學者の當然の義務とされて居る。ことに用語や文體のことを主要な論點として居られる兩氏であるから、俎上のテキストに衍字や脱字があるやうでは、到底不用意の譏を免れないであらう。

又喜田氏が自分の提示せられたテキストに附けておかれた訓讀は、抑も如何なる信憑すべき原本から傳へられたのであらうか。それとも氏自身の私意に従つて加へられたものであらうか。氏は及といふ一字以外には、用語文體ともに何等の不都合なしと保證して居られるけれども、あのまゝでは私には解しがたい所がある。關野氏のやうに捨假名を一切除いて仕舞ふならばそれまでの事であるが附けるならば今少し引用の原典に忠實にするか、或は今少し讀者に親切なものであつてほしかつた。

しかし實物はもう久しく失はれて、銘文だけが傳寫によつて纔に保存されて居るといふ場合であるから、たゞ引用書の記載を忠實に傳へたといふだけで、たゞそれだけで必ず本來の面目が闡明されるといふわけにも行くものでない。一體吾々が法起寺創立頃の史實や文學を窺ひ知るのには、『日本書紀』『續日本紀』『萬葉集』などに據るのであるが、それにしても先づ原本の文字を嚴重に校訂もせずにかゝるやうな事では、何一つ纏つて正確な事がわかるものでない。ことに『萬葉集』などになると、古來の傳寫本には、部分によつては殆ど每首と云つていゝほどに魯魚の誤がある。その校訂に幾代かの篤學が攷究を重ねても今日尙ほ讀み得ない所が少くない。しかし讀み得ないから皆んな後世の贋作だと氣短に片附けて仕

舞ふわけには行かない。同時にまた『萬葉集』に誤脱なしと安心して居るわけにも行かないことは勿論である。すべて真正な解釋は常に虚心冷靜な、そして慎重周密な研究の末に期待されねばならない。同じ金石文の畠でも、藥師寺の東塔の檫銘などは、文章も随分支那めかしく氣取つたものであるし、現に實物は遺存して居るから、今は誰も眞贋に疑を持つ者もないが、『藥師寺緣起』や、『大和國添上郡古京藥師寺緣起』などに出て居るのは、だいたいひどい誤脱もあり、又わけの解らぬ句讀の切り方がしてあるから、若し東塔も西塔のやうに火災に罹つて、檫の實物が今は無くなつて居たとしたならば、吾々は此等の誤脱だらけの傳寫のテキストによつて慎重に研究の歩武を進め、正當な復原を遂げて、然る後に始めて正しい理解に到達しなければならぬわけである。だからこの法起寺の塔銘の場合でも、少しもかうした積極的な校訂を加へもせず、與へられたテキストを其まゝ、絶對のものとして、或は眞或は贋と、直反對の結論に急がれたところの兩氏をば、甚だ失禮ながらいさゝか不用意では無かつたかと申すのである。

(4) 「而」といふ字は、何人かによつて帖子本から卷子本が抄寫される時に、不注意のために誤入したもので、別に「而」のある異本があつて源をなしたのでは無い。「云云」の二字は後に『拾遺記』から始めて出て來るので、これも明に衍文である。附録の對照表を参照されたい。

(5) 『大日本佛教全書』中の『寺誌叢書』第二卷第二三六頁所載。

(6) 『大日本佛教全書』中の『寺誌叢書』第四卷第四六三頁所載。

四

先づ此銘文の傳來について、喜田氏は其論文の中で

『玉林抄』『聖徳太子傳拾遺記』及び『古今目錄抄』『和州舊跡幽考』等の引用する露盤の銘文之なり。

と云はれ、關野氏は

『玉林抄』『太子傳私記』『和州舊跡幽考』等に載する所の者にして恐らく出所同一なるべし。

と云はれるだけで、どちらも此銘文の根本の出所を明瞭に指示して居られない。ことに喜田氏などは

此銘文、右諸書の載する所、一二の異同あれども、今雙方を對照して右の如く定む。と云つて居られる所を見れば、諸書の記載に互角の權威を認めて居られたらしい口吻さへ窺ひ知られる。しかし私の考へる所では、正しい出所は現存のものとしては明に顯真自筆の『太子傳私記』帖子本だけであつた。嚴密にいへば、まだ此『太子傳私記』のほか、に『古今目錄抄』といふものがあつて、それは嘉祿三年十月の筆寫と傳へられて居る。此の筆寫の年月日、其儘すぐに著述の年月と假定しても、顯真の『太子傳私記』よりは更に古いものであるが、其中に

又法起寺塔露盤銘云、上官太子聖德皇壬午年二月廿二日崩云云。

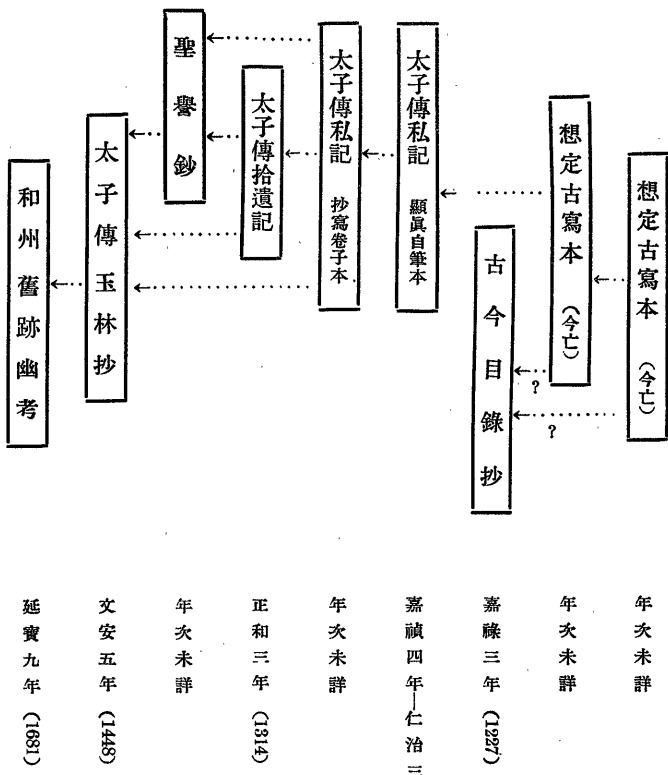
とある。若し此『古今目錄抄』が果して嘉祿三年〔1321〕の著作又は寫本ならば、これこそ現存最古の記録と云ふべきであるが、銘文の本文としては、僅に前記の十六字が示されて居るに過ぎないから、顯眞がこれに據つて『太子傳私記』に書取つたとは思はれない。かたゞ、私は、今假に『太子傳私記』を以て最古の記録としておくのである。

喜田關野の兩氏が共に擧げて居られる『和州舊跡幽考』はずつと後世延寶九年〔1681〕の編述であるし、ことに此の法起寺塔銘は『玉林抄』に據つたことを著者自ら註記して居る位だから、此『幽考』をば事々しく物の數に入れる必要は無い。そして又その『玉林抄』はといへば、『聖譽鈔』の著者聖譽の弟子なる訓海の、文安五年〔1466〕以後の編述であつて、此師弟は、共に『太子傳私記』や『太子傳拾遺記』を熟讀して居り、ことに『私記』の本文を所々殆んど丸寫しにして居る位であるから、今の場合としては吾々にはあまり重要なものではない。それから又、正和三年〔1314〕頃に編述されたと考へられる『拾遺記』の著者法空は、勿論『太子傳私記』の熱心な祖述者であるが、彼が實際見たのは、顯眞自筆の帖子本ではなくて、卷子本であつたと認めるべき理由を私は握つて居る。そして云ふまでもなく、此卷子本は帖子本の抄寫本であるから、此等の諸書に於ける此銘文傳來の系統は、つまり次の圖表のやうになる。

露盤銘原本

(今亡)

慶雲三年 (706)



此圖表の示す如く、今日吾々の持つ資料としては『太子傳私記』の帖子本こそは、此銘文の最も古い、比較的完好な記録であるから、吾々はひたすら此書によつて此銘文の原様を想定す

べきである。そこで私は別に圖表を添へて、此等關係諸本のテキストを逐語に對照しておいた。それによつて内容を比較研究すれば、此場合としては唯だ『太子傳私記』帖子本のほか據つて以て考察の資料とすべきものゝ無いことが、具體的に明瞭になる筈である。

(7) 喜田氏が此所に云はれる『古今目錄抄』は即ち關野氏の云はれる『太子傳私記』と異名同本。私は此論文の中では總て『太子傳私記』の名を用ゐた。

(8) 此『古今目錄抄』はさきに喜田氏の名指されたものとは同名異本。但し私はまだ此書の信ずべき寫本を見ない。此書を嘉祿三年の著又は書寫とするのは、『大日本佛教全書』の記載に基くことを特に此處に斷つておく。『大日本佛教全書』本には次の奥書がある。

本奥書云、

嘉祿三年應鎮下旬中明於天王寺東僧房書之。

(9) 御物。この卷子本は決して世間一般が信じて居るほど忠實な寫本ではない。私は抄寫本と名づけて居る。しかし法起寺露盤銘の部分では殆ど間違なく帖子本の趣を傳へて居る。

法空の『拾遺記』に採録された法起寺塔婆露盤銘が帖子本に據らずして此卷子本に據つたことは他日寫眞によつて證明するつもりである。

(10) 露盤の原本から顯眞自筆『太子傳私記』に至るまでには少くも二度以上の傳寫が行はれたと考へられるので此の圖表の中には假に二本を想定しておいた。

又私はわざと『法隆寺記補志集』だけを此の系統圖表の中から除いた。此場合として重要な關係が無いからである。

(11) 此對照表には著者自筆本、古寫本、木版原刊本によつて採録するやうにとめた。但し『太子傳拾遺記』と『法隆寺記補志集』とは活版本によつた。其爲に此二種だけは訓點などについて全然不安心であるが、とにかく何かの参考にもと思つて載せた。『補志集』の方は東京大震災のために原

本が機失したらしいから、これ以上如何とも出来得る望は無いが、『拾遺記』はいづれ古寫本を得て改めて校訂する時があるであらう。又『和州舊跡幽考』の原刊本の検出について山田清作、柴三九男兩氏をわづらはしたことを此所に謝しておく。

五

私はこれから法起寺塔婆の露盤銘文を考へる前に、先づ露盤そのものゝ來歴及び顯真と此露盤との關係について述べて見よう。

銘文によれば此塔は天武天皇の十二年に建てられ露盤はずつと後の文武天皇の慶雲三年に上げられたとある。後にも述べるであらうが私は此銘文の眞實性に少しも疑ふべき謂れを認めないものであるが、それはさて置いて、其後此露盤について始めて吾々が何等かの消息を知るのは左の記載である。

永保元年辛酉二月七日岡本寺塔基官使下露盤文書取宣旨下取。(法隆寺別當次第)

永保元年辛巳二月七日岡本寺官使下塔露盤銘文書取京上云云。(太子傳私記)

この中で「辛巳」は勿論顯真の誤記にちがひない。此後に吾々は再び此露盤について『法隆寺別當次第』の中に次の記事を見出す。これは天仁二年(1110)から二十一年間寺務に當つて居た經尋律師の任期中の或る年のことであつた。

又岡本寺塔九輪一口、盜人取失之畢。件犯人近宗、擲置之、遂被追却畢。件塔地盤覆鉢取

下納置本寺倉者也。上件盜人近宗即吉田御庄寄人也。宇藤追補師云云。

此後に『法隆寺別當次第』天福元年十二月四日の條に

聖靈院鐘鑄懸畢。但以岡本寺塔伏鉢鑄之畢。又同時中門西間金口始懸之畢。とあり、『法隆寺雜記』に

天福元年癸巳十二月四日未時、於食堂之前、聖靈院內鐘鑄了以殘銅中門西金口鑄了勸進隆詮行事顯云云。

とある。そして最後にまた同じ『別當次第』に

弘長二年壬辰六月十日甲午、岡元寺塔修理棟上。無九輪經數年了。露盤本也。最初勸進

賢了房善提住山次淨教上人法隆寺住勸善房。自京番匠十人下、鍛冶二人、大工八人。

といふことを見出す。

凡そ此等の文獻を通覽すると、永保元年(1081)には官命によつて法起寺の露盤銘が寫し取られた。其後天仁二年(1109)から大治四年(1129)までの間に露盤の中の九輪だけが盜まれ、地盤と伏鉢とはその前から本寺即ち法隆寺の倉に納めて保管されてあつた。それから天福元年(1033)になつて、其伏鉢を地金として聖靈院の半鐘に改鑄することになつて、用ゐる餘りの銅を以て法隆寺中門の西の間の金鼓を鑄た。弘長二年(1089)になつて初めて法起寺の塔が修理された。此時久しく法隆寺の倉に保管されて居た本來の地盤を用ゐるたが、九輪其他のものは京都からやつて來た二人の鍛冶の手で新造した。これが即ち現在の地盤であり、九

輪である。吾々はこれだけの事實をさきに擧げた文獻から知り得るのである。しかし現存の地盤を何う調べても銘文は見當らないといふから、銘文はその他の部分にあつたものと見える。私は最初、それが伏鉢に在つたものでは無いかと思つたこともある。しかしよく考へて見るに、天福元年頃は顯眞は既に法隆寺でも相當に有力な地位にあつて此等の目醒ましい復興的活動に參割して居た筈であり、ことに『法隆寺雜記』に見える『行事顯□は明に顯眞であるに相違ないから彼自ら此改鑄事業の世話をしたとすれば、其伏鉢に聖德太子の因縁を傳へる大切な銘文があるのに、それをむざ／＼と鑄つぶして仕舞つたとも考へられないし、又彼が其銘文を讀みちがつて記録しておいたとも考へられない。しかも彼が『太子傳私記』を著したのは、天福元年を距ること僅に數年の後であるから、彼自身の筆に成るところの記録が、あれほどひどい誤謬を含むとはどうしても考へにくい。だから、伏鉢に銘文があつたとは思はれない。左様すると、勢ひ九輪か——たぶん椽にあつたことになる。その椽とともに九輪が盗まれた經尋律師の時代から、太子傳私記述作の時代までに百二十年あまりになり、永保元年からならば百五十年にもなるから、其間にいろ／＼傳寫の誤も生じたと考へるべきであらう。

此機會に念の爲に云つておくのは、『露盤』の語義である。露盤といへば塔の最高層の屋蓋の上の『地盤』から水煙の上までのあらゆる金屬的構造の總名でもあり、又單に其の一部分を指して云ふこともある。だから露盤銘と云つても、それが實際伏鉢にあつても、地盤にあつ

ても、九輪にあつても、又は檫にあつても、少しも差支無いわけである。又同じ『別當次第』の中に、或る部分では「地盤」と書いて、それを他の部分ではまた「露盤」と書いてあつても、差支は無いわけである。時代々々に書き繼がれるかうした種類の記録には、兎角ありがちの事に過ぎない。

尙ほ又私がさきに舉げた文獻のうちで、經尋律師任期の條に「覆鉢」といふ言葉があつて、これは勿論、伏鉢のあて字であるが、世間通行の諸本には「覆體」としてあるので、關野喜田の兩氏もそれに憑つて居られるやうであるが、私は最初から「體」は「鉢」の轉、「鉢」は「鉢」の誤と睨んで居た。そして法隆寺獻納の御物本『別當次第』によつて校合するに及んで、私の推定は裏書きせられた。そして面白いことには、草書で書かれた「鉢」といふ字の金扁の上部に蟲喰の穴がある爲に、「鉢」と誤寫される機縁となつたことまでも明瞭になつた。又同じ『別當次第』の天福元年の伏鉢改鑄の記事には世間の諸本には「綱元寺」とあるところを、御物本には「岡本寺」とある。若し吾々が「覆體」なり「綱元寺」なり、一々精確な校訂もせず、直に之に信頼することの危険は此所にも看取せられるであらう。兩氏の博識慧眼を以てしながら、やゝもすれば露盤の實物の來由について觀察に徹底を缺く所があるかのやうに見受けられるのは、此に基くのでは無かつたであらうか。後段に私が取らうとする考證の態度のために私は特に此事を一言しておく。

(12) 直ぐ次に載せる『太子傳私記』の記事は此『別當次第』の記事に基いたものと見える。しかしなが

ら「私記」の筆者は「別當次第」の本文を読み間違つて居たやうに私は思ふ。即ち

岡本寺ノ塔基ニ官使下リ露盤ノ文ヲ書取リ宣旨下シ取レリ。

と讀むことが顯眞以後今日まで行はれて居り、關野喜田兩氏もこれに従つて居られたやうであるけれども、私は此所はどうしても

岡本寺ノ塔ハ官使アリ露盤ヲ下ロシ文ヲ書取レトノ宣旨ニ基キ下シ取レリ。

と讀みたい。(塔基といふ熟語はあるが、こゝはこれを熟語にするのではない。)即ち此永保元年に此塔の露盤は取下されたものである。銘を書取るために取下ろしたといふことは、左様しなければ完全に寫取られないやうな場所に刻まれて居たことを示すものであるから、此銘文が塔の創立以後再び世間に出現したのは此永保元年(1081)以後と思つていゝわけである。従つて關野氏の疑はれるところの鎌倉以前の如何なる書物にも載せて居ないことの理由もこれにて始めて明かになつたと思ふ。

(13) 唯だ經尋任期中(1109-1129)といふだけで其年を明確に指すことは出来ない。

(14) かうして鑄造した鐘は其後再び盜難によつて亡はれたものと見えて、今同院に在るものはずつと後世の作である。高田十郎、川西無相、和田治三氏の報告によつて左に其銘文を示し得ることを謝す。

奉寄進法隆寺

聖靈院太子御寶前

爲清齋禪定尼

佛果菩提也

寛永十二年乙亥十月二十三日

施主衆宗古

南甚介

南仁兵衛

南重右衛門

お菊女

お龜女

お梅女

お満女

お虎女

お初女

妙慶

妙圓

各々敬白

(16) 創立以來の露盤を用ゐたといふ意。即ちこれが現在のもの。喜田氏は現在のものに銘文が無いのを怪んで弘長二年以後いづれのか再び取換へられたものでないかと疑つて居られるが、それは喜多氏が「露盤」の解釋をあまり狹義にせられた爲に生じた誤解に違ひない。此事については後段を参照されたい。總て關野喜田兩氏の御研究では、此銘文の刻まれてあつた露盤そのものゝ來由が一向明瞭でなかつた。實物としての露盤の消息が明瞭でないと自然銘文そのものゝ價值にまでも何となく後めたい暗影が投げられるやうになる。だから私の此論文では其點について必要なだけの解釋は與へたつもりである。

(16) 『法隆寺別當次第』に

治二十一年。興福寺黃蘭。天仁二年己丑十一月晦夜任之。

とあるのに據る。

(17) 永保元年露盤の全體を取下ろして其内から地盤と伏鉢とだけは法隆寺の倉に入れ、九輪は重

く且つ大きいために倉には入れられて何所か屋外に放置してあつたものと見える。それをば盗人が盗み去つたのである。決して塔の上に立つたまゝの九輪を盗み取られた爲めに伏鉢や地盤を取下ろして倉へ入れたといふのではない。

(18) 關野喜田兩氏ともに實査の上銘文が無いことを證明して居られる。
明瞭の爲に次に此露盤の年表を掲げる。

706	慶雲三年	露盤ヲ塔上ニ上グ。椽ニ(?)銘文アリ。
1081	永保元年	露盤ヲ下シテ銘文ヲ寫シ取り、伏鉢ト地盤トハ法隆寺ノ倉ニ納ム。
1109—1129	天仁二年ヨリ大治四年マデノ間	九輪ヲ盜マレ、銘文ノ實物失ハル。伏鉢ト地盤トハ法隆寺ノ倉ニ在リ。
1227	嘉祿三年	此年ノ奥書アル「古今目錄抄」ニ露盤銘文ノ中十六字ヲ錄ス。
1233	天福元年	(伏鉢ヲ以テ聖靈院ノ鐘及ビ中門ノ金鼓ニ改鑄ス。)
1238	嘉禎四年	此頃顯眞ノ「太子傳私記」ニ露盤銘ノ全文ヲ錄ス。コノ後諸書コレヲ傳フ。
1262	弘長二年	(法起寺塔ノ修理行ヘレ、新鑄ノ鐵製ノ九輪ト舊來ノ青銅製ノ地盤トヲ塔上ニ上グ。)
1888	明治三十一年	(關野貞氏實命ヲ以テ法起寺塔ノ修理ヲ監督シ、弘長二年修補ノ鑄鐵ノ部分ヲ青銅ニ改ム。)
1905	明治三十八年	關野貞、喜田貞吉兩氏露盤銘文ニヨツテ塔ノ創立年代ヲ論争ス。
1930	昭和五年	會津八一露盤銘文ヲ校訂シテ塔ノ創立年代ヲ論定ス。

(19) 隆證と顯眞との關係については「太子傳私記」卷子本最後の二節を参照されたい。

(20) 『東大寺大佛堂鐘札』に「東塔高二十三丈八寸。西塔高二十三丈六尺七寸。露盤高各八丈八尺二寸」とあり。これは全體を指して露盤と云つて居り、『藥師寺緣起』には椽にある銘文をば「露盤銘文」といつて居り、栗原寺の伏鉢の銘には「鐘盤」とあり「四天王寺御手印緣起」には「寶塔第一露盤。誓手

露盤」といつて九輪のことらしく見える。これ等によつて「露盤」の種々なる用例がうなづかれるであらう。屋代弘賢などは「道の幸」の中で薬師寺の塔をば

さても九輪の心柱をくゞみて屋の上におほひたるを露盤といふ。方五六尺もあらむか。

高さは二尺ばかりあり。露盤のうへに、上のひらきける鉢のさましたるものゝふちに手なかけて、いきみて露盤にのぼる。年ごろ聞きわたりぬる銘文は心柱の西の方にえりてあり。塔の心柱をば椽といふよし、順朝臣の和名抄に見えたらば、椽の銘といふべきなり。世人の露盤の銘といふはあやまりなり。

と云つて居るけれども、これは彼が「和名抄」の知識だけに拘泥し過ぎたまことに狭い見解で、私は探らない。喜田氏が其轍を襲まれて居るのは惜しいことであつた。

六

顯真得業自筆本「太子傳私記」に載せてある法起寺塔露盤銘は實に次の一百四字である。今原書のまゝに訓點をつけてみると

上宮太子聖德皇、壬午年、二月二十二日臨崩之時、於山代兄王勅御願、旨此山本宮殿宇即處專爲作寺及大倭國田十二町近江國田卅町、至于戊戌年、福亮僧正聖德御分敬造彌勒像一軀、搆立金堂、至于乙酉年、惠施僧正將竟御願、搆立堂塔、丙午年、三月露盤營作

かうである。私はこれについて次第に私の考へる所を述べて行く。喜田氏の訓讀に對して私の不感服な點は自然其間に判然するであらう。

(A) 及。

この字の訓み方は喜田氏ばかりでなく、云はゞ六百年來あらゆる學者の持て餘しものであつたが、私の考は甚だ簡單で、これは「乃入」の二字が誤つて一字として寫し傳へられたものと見て居る。『大和志料』の著者などは、或る書によつて、近江國田井町の次へ「寄附焉」の三字を加へて文意の疏通を計つて居られるが、よしその『太子傳抄』に果してさうした三字があつたとしても、それは其『傳抄』の著者の窮餘の一策と見るべきである。「入」といふ字を「寄進」「施入」の意味に使ふことは周知の慣例で、たとへば『太子傳補闕記』に

以針間國佐勢田地五十戸末代奉施即願入。斑鳩寺中宮寺等。

とあり、『大安寺緣起資財帳』に

「九百九十四町墾地入賜支。」

「入賜三百戸封。」

「入賜七百戸封九百三十二町墾田地卅萬束。」

とあり、或は『法隆寺緣起資財帳』に

伊珂留我本寺中宮尼寺片岡僧寺此三寺分爲而入賜岐。

とあり、或は又『東大寺獻物帳』に

奉爲太上天皇捨國家珍寶等入東大寺願文。

とある類である。私は此場合としては『補闕記』の「即願入」を好適な類例とおもふ。尙ほ又「乃」

と云ふ字を用ゐたものでは『西大寺資財流記帳』の

乃以天平神護元年創鑄件像。

などを取敢ず思ひ出す。

(B) 「爲作寺」將竟御願。

喜田氏はこのまゝに「寺ヲ作サンガ爲ニ」、「將ニ御願ヲ竟ヘントシテ」と訓んで居られるが、私は原文の「爲」と「將」とを入れ換へて「將作寺」、「爲竟御願」として「將ニ寺ト作サントスト」、「御願ヲ竟ヘンガ爲ニ」と訓む。これを如何にも突飛のやうに思ふ人もあらうが實際爲「將」の二字は草書に書き崩せば

爲
將

角度を少し間違へれば、やゝもすると混同され易い。

ところが今御物の顯眞自筆本の捨假名は「作」には「ント」とあり、竟には「ンガ」とある。これは明かに顯眞以前に行はれた本來の捨假名の痕跡であつて爲「將傳

寫の誤を暗に證明するものである。よく前後

の文脈を朗誦して見る人には私の主張はます／＼確認せられるに相違ない。かうした問題は落ちついて文脈や語調を玩味するだけの素養のある人ならば充分に判断が附く筈である。尙ほ又古文の中では『法隆寺金堂薬師像銘』の

將造寺。

や「四大寺資財流記帳」の

誓願將敬造七尺金銅四王像兼建彼寺矣。

などが、この「將作寺」と密接に聯想せらるべき語調である。

(C) 「此山本宮。」

關野氏は「山本宮」の名を聞いたことが無いと疑つて居られるのに、喜田氏はそれで少しも差支は無いと保證される。しかし聖徳太子の薨御は普通斑鳩宮となつて居り、或は蘆壩宮といふことも物の本に見えるが、吾々は未だ曾て岡本宮といふ説を聞かないのに、臨終の御言葉として此ノ□本宮と云はれたとすれば、随分不自然な語法と云はねばならない。私は「岡」の一字が誤つて二字に分けられたものと思ふ。「岡」の字は今でこそ一般に兩側の「棒」を長く曳いて、其間に「山」を挟むやうにするが、それを短くして「岡」と書いた例は支那の昔からいくらもあり、ことに法隆寺關係の古文書の類にも屢見かける。だからこゝでも、本來の「岡」が何かのまぢがひのために「此」になつて、下の「山」と分離したものにちがひない。關野氏は此銘文をば、無學ナル庸僧ノ「價作」と喝破されたけれども、起草者が無學でなくとも、傳寫の人の無學や不注意でも結果は同じことになるものである。

(D) 「專。」

此字を顯真なども「專ラ」と訓んで居るが、これは彼にまで來ないうちの誤寫であらう。即ち「傳テ」とあるべきところを「テ」をば「ラ」に見誤つて人扁まで脱落するやうになつたのであら

う。遺命によつて宮がそのまゝ寺にされるといふやうな場合に「傳」といふ字の出て來るのは文章としては自然の呼吸であつて、たとへば

然財物易亡而不可永保。但三寶之法。不絶而可以永傳。故以羅擬寺付汝。宜承而永傳。三寶之法者。

『大安寺縁起資財帳』

奉爲遠皇祖并大王及維治天下天皇御世御世不絶流傳。此寺。

『同上』

授奉實位與上宮皇子讓朕羅擬寺。亦於汝毛授利。此寺後世流傳。勅支。

『同上』

などが是である。

(E) 「即處」。

これを顯眞は「即チ處」と訓んで居るけれども、「チ」は恐らく「キ」の誤寫で、須く喜田氏のやうに「處ニ即キ」と訓むか、又は「即處」と棒讀でもよからう。「即刻」「即座」「即席」「即心」などの「即」で、「ソノ」の義である。

(F) 「聖德御分」。

「聖德の下に」皇が脱落したものと見える。或は「聖皇」であつたのかもしれない。

(G) 「構立堂塔」。

福亮僧正がさきに金堂を建てた。惠施僧正はこれに繼いでたゞ塔を建てたものらしい。だからすぐあとから露盤掲揚の記事が出て來るのである。だから惠施の仕事として「堂塔」といふ總稱的な文字を用ゐるのは文章の脈絡から云つても、事實上から云つても可笑しい。

これは必ず原文に「寶塔」とあつたものを、略體の「室」から形のそれに近い「堂」に誤られたものに
ちがひ無い。實際

室寶堂

此等の二字は行草ともに餘程近い形を持つからで
ある。一體塔をば唯だ「塔」と云ひ捨てにせず「塔婆」
とか「寶塔」とか、或は「浮圖」とか書き伸して、體裁や口調
を整へることは、支那傳來の古い習慣で、中にも此「寶
塔」の例は

驚峯寶塔。『長谷寺法華說相銅版記』

三重寶塔。『栗原寺露盤銘』

寶塔。二基各三重。『藥師寺緣起』

寶塔。四基二口在本寺。『藥師寺緣起』所載古流記文

寶塔。金堂相當極樂淨土東門中心。『四天王寺御手印

緣起』

などまだいくらかもある。私は敢て「堂塔」といふ熟語が無いと云ふのでは無い。むしろ有れ
ばこそかういふ誤傳も生じたと思ふのである。

以上で誤寫として修正すべき個所は盡きた。私としては此以外に疑ふべき個所を知ら
ない。しかし念の爲に次の圖表で、二三の用語例を擧げて學者の參考に供する。

用 語		類 例	出 典
[皇]	[上 宮 法 皇]		法隆寺金堂釋迦銘
	[法 皇]		同上
[崩]	[太 子 崩]		中宮寺天壽國繡帳銘
	[天 皇 臨 崩 日 之]		大安寺伽藍緣起并流記資財帳
[臨崩之時]	[將 崩 賜 時 勅 太 后 尊 久]		同 上
	[將 崩 賜 時 甚 痛 憂 勅 久]		同 上
[於]	[敬 以 進 上 於 三 重 寶 塔 七 科 鑪 盤 矣]		粟原寺露盤銘
	[功 德 分] [阿 彌 陀 佛 分] [彌 勒 佛 分] [寺 主 分] [聖 僧 分] [法 分] 等		法隆寺伽藍緣起并流記資財帳
[分]	[本 又 分 錢] [功 德 天 女 分 錢] [普 薩 分 錢] [塔 分 物] [溫 室 分 物] [衣 田 分] [盂 蘭 盆 分] 等		大安寺伽藍緣起并流記資財帳
	[御 製]		法華經義疏
[御]	[御 書] [御 筆] [御 弓] [御 床] [御 屏 風] 等		東大寺獻物帳
	[井 善 和 上 御 願]		淨水寺石燈銘
[御 願]	[東 寺 者 先 帝 之 御 願 也]		性靈集所載奉造東寺塔材木曳運動進

「營」	「何能莊嚴先聖御願」	表
	「此道揚乎欲成大寺營造」	大安寺伽藍緣起并流記資財帳
	「大寺營造延今三年天皇大御壽」	同 上
	「仍率將妻子以衣齋裹土營成」	同 上
「營造歲次丁丑年十二月上旬即葬」	小野毛人墓誌	

かうした校訂の後に始めて私の得た全文は次のやうなものになる。便宜上送假名も附ける。

上宮太子聖德皇壬午年二月廿二日臨崩之時於山代兄王勅御願旨岡本宮殿宇即處傳將作寺。乃入大倭國田十二町近江國田三十町。至于戊年福亮僧正聖德皇御分敬造彌勒像一軀構立金堂。至于乙酉年惠施僧正爲竟御願構立寶塔。丙午年三月露盤營作。

私は自分でこの復原を繰返して読んで見るけれども、此中に上代の金石文や縁起文として許しがたいやうな文脈や用語を発見することが出来ないことを欣ぶ。世人はやゝもすれば一ト口に上代金石文の文體などと云ふが、實は其中には『伊豫湯岡碑』、『法隆寺金堂釋迦像銘』、『藥師寺東塔標銘』のやうなものあれば、一方には又『元興寺露盤記』、『法隆寺金堂藥師像銘』、『中宮寺繡帳銘』などのやうなものもあつて、あだかも『古事記』と『日本書紀』、『萬葉集』と『懷風藻』の對立のやうに、年代の前後には係らず最初から和様漢様が共に行はれて居たのであ

るから、其所にいくらかの和臭があるからと云つて直に後代の偽物とすべきものではないが、今此法起寺の塔銘は特にさうした酌量を加へなくとも何の非難をも受くべきもので無いことを私は此所で強く主張する。なるほど此銘文には實物が失はれて居るが、それは偶然盜難の結果であつて、これ無きが故に其真正を疑はねばならぬほどなあやふやな所は私には認められない。私が此銘文を信ずるのは、信ずべからざる所が無いから信ずるのである。私がかへつてかほどまでに信ずべく貴ぶべき銘文を尙ほ疑はうとする所の人々の態度を疑はねばならない。そして私は將來日本上代金石文が新に輯録せられる場合には、必ず其中の最も重要なものゝ一として此銘文が取扱はれ、しかも私が今此所に提出する復元のテキストによつて後世學者が研究の基礎とならんことを希望してやまない。

(21) 法隆寺に藏してある『聖譽鈔』に、男爵北畠治房氏の書入があつて、この『寄附焉をば、施入焉』としてある。これは明かに北畠氏の誤記である。念のために注意しておく。

(22) 御物の撮影はいろく困難な事情があつて、かうした微妙な個所を寫眞て手輕に示されないのは残念である。いづれ『太子傳私記』の影印複製が遂行される時が來たならば、學界は私の此觀察を想ひ出して貰ひたい。幸にして法隆寺に藏する『玉林抄』には、まだ『太子傳私記』のかうした送り假名を忠實に傳へて居るから、其部分を撮影によつて添へることにした。

七

以上は主に用語文體に力を入れた私の考證的態度であつた。しかし此考證の間にも、勿

車馬還傳京師... 七月... 自今記... 法皇... 今愚惟... 中宮... 諸王... 諸宮... 見... 法皇... 今愚惟... 中宮... 諸王... 諸宮... 見... 法皇... 今愚惟... 中宮... 諸王... 諸宮... 見...

既在都... 御所... 中... 法隆寺... 法林寺... 聖德太子... 法皇... 法林寺... 自錄...

文館盤踞婆塔寺起法ルタレハラアニ『抄林玉』藏所寺隆法

論私は、此銘文の内容とする史的事實について、少しも注意を怠つては居なかつた。唯だかうした考證によつて先輩兩氏の研究を吟味補足することを先づ以て第一の急務と感じた迄のことである。それ故、これから更に一步を進めて其史實について、必要と信ずる二三の證明を加へて此篇を終ることは寧ろ私の望むところである。但し關野喜田兩氏の綿密な論争の後であるから、私はつとめて重複を避けるやうに注意する。

(A) 聖德太子の薨御の年月については古來紛々として異説が行はれて居る。即ち

(イ) 『日本靈異記』『聖德太子傳曆』の推古天皇二十九年二月説、

(ロ) 『日本書紀推古紀』『舊事本紀』の二十九年二月五日説、

(ハ) 『扶桑略記』『帝王編年記』『一代要記』の二十九年二月二十二日説、

(ニ) 『御井寺流記』の三十年説、

(ホ) 『扶桑略記』所引一説の三十年二月五日説、

(ヘ) 『法隆寺金堂釋迦像銘』『中宮寺天壽國繡帳銘』『補闕記』の三十年二月二十二日説、
などであるが、此の中で『法隆寺釋迦像銘』と『中宮寺繡帳銘』とは共に直接史料としての強みがあり、ことに釋迦像は今日に現存して學者間には一般に其記載の權威を認められて居る。しかるに我等の法起寺露盤銘が同じく直接史料であり、しかも同じく(ホ)の三十年二月二十二日説であることは、一面に此説の正確さにますく強き保證を與へるばかりでなく、同時に露盤銘その物の眞實を證明するものである。

(B) 法起寺露盤銘に聖徳太子を「皇」と呼んだり、「崩」といつたり「勅」といつたりしてあることは「釋迦像銘」や「繡帳銘」などの用例と相俟つて、この偉大な宗教的攝政王が當時の宮中や社會から受けて居られた尊信の程度を如實に物語るものであるから、これを以て筆者を無學呼ばはりすることは正當でない。現に法隆寺では鎌倉時代以後までも聖徳太子を「聖皇」と呼ぶ傳統があつた位である。此種の破格の用語例こそ貴い史實の反映であり、同時に此露盤銘文の真正を示すものである。

(C) 福亮僧正が聖徳太子の爲に建てた金堂の本尊が彌勒像であつたことも見逃がされない。福亮僧正の頃までは彌勒淨土の信仰が日本でも旺盛であつたことは、事新しく論ずる迄も無い。それが天平、弘仁を経て藤原時代に入るに従つて此信仰は阿彌陀淨土の信仰に地を譲つて仕舞つた。そして彌勒として争ふべき餘地の無い像まで、とかく如意輪觀音と呼ばれるやうなことになつた。かうした藤原時代又は其後の鎌倉時代に、かうした耳遠い彌勒を本尊に擬して銘文を贋作することは、無學な庸僧などの思ひも寄らぬ事であらう。福亮が聖徳太子の爲に建てた金堂の本尊なればこそ彌勒である。私は此所に此銘文の動かし難い眞實性を認める。

(D) 貴人の居宅や宮殿を喜捨して其まゝ寺とすることは、喜田氏も云はれたやうに、蘇我氏の向原寺以來ずつと後世まで行はれて居る。太子薨後福亮以前の法起寺も此類で、唐招提寺の講堂や法隆寺の傳法堂などの先例と見られる。何も珍しい事でも不都合な事で

もない。寧ろ自然の事である。

(E) しかるに天平十九年(747)勸録の『法隆寺伽藍緣起』に推古天皇十五年(607)以前の存在を保證されて居る法起寺であるから、推古天皇三十年(620)以後の創基といふ露盤銘の記事は信ぜられないといふのが、關野氏の學說の最も重要な部分の一であつて、その『伽藍緣起』の本文は

奉爲池邊大宮御宇

天皇并坐御世御宇

天皇歲次丁卯小治田大宮御宇

天皇并東宮上宮聖德法王、法隆寺學問寺并四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂岳寺、池後尼寺、葛

城尼寺乎敬造仕奉。

といふのである。これに對して喜田氏は

福亮僧正太子の遺徳を慕ひ、太子の御分として佛像をもつくり、金堂をも建てたるは美舉なり。然れども、之ありて始めて法起寺あるにあらざるなり。法起寺は太子の遺命により直に存在せしものと見るべし。法隆寺伽藍緣起に推古天皇十五年に法隆學問寺以下の七寺を造れる様に記したるは、十五年に法隆寺の成れるを記して以下太子の御願の諸寺を並べ掲げしものならむも、亦法起寺が推古天皇朝に存在せし一證なり。

と解釋を下して居られる。これは私には平凡と思はれるほど當然の解釋であるが私は自

分の考で今少し補足しておきたい。推古天皇の十四年(596)すでにこの岡本宮で法華經の講讀があつた。そして其儀は僧の如しと云はれる位だから其頃からして佛教的空氣の濃厚な宮殿生活が想像される。だから堯後直に寺としたといふ事も心易い氣持で私には考へられる。私の關係する早稻田大學は明後年が創立五十周年であると云はれる。しかし今から四十八年前に「早稻田大學」といふものが在つたと云ふわけではない。實際大學令による早稻田大學が成立してからまだ幾年にもならぬ。それでも事後から氣持の聯絡をたどつて、大學の五十周年と云つても、これを不穩當と聞きとがめる者は無い。これは丁度、神武天皇の時代に果して日本といふ國號があつても無くとも、其以前からの事實が日本史として考へられて居るのと同じことである。岡本宮が最初は佛教に縁の深い宮殿であり、太子堯後其儘に寺になり、その後次第に伽藍の體裁を具へて行つたとすれば、後世『伽藍緣起』の筆者が其存在を氣持の上から出来るだけ溯つて推古天皇の十四年即ち岡本宮創建の初期まで引上げたとしても、格別無理も無い事である。無理どころかむしろ人情の自然が此所に見出される。だから此『伽藍緣起』と露盤銘とに記載の相違があるやうに見えても、其實は記録の態度の相違であつて事實の相違ではない。私はこれだけを喜田氏の御説に付け加へておく。飽くまでも露盤銘を疑はうとする人は格別として、信じる事になれば、それは文武天皇の慶雲三年(706)の記録で、しかも其塔の實際の銘文であり、『伽藍緣起』の方はもとゞ儀禮的のものであり、其後四十一年を経て天平十九年(747)の記文であるしするから、何も前

者を捨て、後者を採らねばならぬ事は無い筈である。だから又私は『日本靈異記』の「觀音銅像反化驚形示奇表縁」の中で、岡本尼寺の割註に

昔少墾田宮御宇天皇世上宮皇太子所住宮也。太子發誓願以宮成尼寺者也。

とあるのも、太子臨終の發願の意味と解すれば露盤の記事と全然吻合こそすれ、少しも矛盾するもので無いと信じて居る。

(F) 一體關野氏は露盤銘の記事には疑ふべきものが多いと云はれるだけで、一々其疑ふべき點を指示して居られないのは、喜田氏とともに私も亦た遺憾として居るが、唯だ一つ特に指摘されたのは福亮、惠施、いづれも男僧として尼寺を經營したのが可笑しいといふことであつた。これは喜田氏も既に注意された通り、聖德太子は男子であつて多くの尼寺の創立を傳へられて居る。關野氏はそれをも可笑しいと思つて居られるであらうか。また中宮寺は太子が母後の爲に建てられたと云はれる尼寺であるが、中世の再興には思圓や定圓などの男僧が最も有力に參與して居る。鞍部多須奈の建てた坂田の金剛寺も尼寺であつた。かうした實例は一々擧げるにも煩に堪へない。何か關野氏の御勘違では無かつたであらうか。

(G) その惠施が僧正になつたのは『僧綱補任』『僧綱補任抄出』『七大寺年表』などによれば、文武天皇の二年(688)三月十八日であるのに塔の建立を乙酉、即ち文武天皇の十三年(689)とすれば、其頃は勿論まだ僧正では無かつたわけであるが、銘文は事後から溯つて僧正にして

書いたものである。つまり、さきに述べた岡本宮と法起寺との關係のやうなもので、弘法大師は空海死後の謚號であるのに、弘法大師が讃岐で生れたとか、入唐留學したとか普通云ひ慣はして居るのも同じ簡捷法であつて、此點については何も怪むべきものは無い筈である。

(H) 國家の統制も進み、工藝も發達し、工匠の數も殖えた寧樂時代でも、佛寺建築が所謂七堂伽藍悉く一時に着手して一時に落成するやうなことは殆ど無かつたと云つても良い。勢威ならびない權門の藤原氏が檀越にする興福寺でも、和銅七年(715)に金堂が落慶してから天平二年(730)に五重塔が建立されるまでに十六年を閲して居る。だから山代大兄王と共に一族悉く滅亡の悲運に遇はれた上宮王家の遺業が大頓挫を來して、發展なり再興なりがだん／＼遅れたのは無理もないことであつた。讒に遇つて死んだ山田石川麻呂の山田寺は、皇極天皇の二年(645)に金堂を建て、から、天武天皇の元年(672)塔の心柱を立てるまでに三十一年を送つて居る。彼の冤罪は歿後間もなく朝廷の認めるところとなつたが、それでもかうである所を見ると、法起寺の場合にその堂塔の建立が全く次の時代に入るほど遅れたことも決して怪むに足らない。吾々としては寧ろ此遲滞の間に當時の實狀を洞察すべきである。

以上は露盤銘の用語文體に關する私の考證を補足すべき史實上の考證である。これで私は文獻論として内容上形式上爲すべきところを盡したつもりである。そして私の得たる結論は法起寺塔婆婆盤銘文の信ぜべくして疑ふべからざることにある。それは關野氏の所

説と反し、喜田氏の所説と一致する。しかしながら私が此所で特に注意を喚ぶのは、私の結論は喜田氏のそれとは全然異つた用意によつて獲得したものである。私は此の用意と結論とに對して喜田關野兩氏を始め一般學界の教正を希ふ。

(23) 三經講讚の年月について古來いろく異説はあるが、三經講讚といふ事實が全然假空だと證明され得たとしても私の論旨には大關係は無い。

(24) 『上宮法王帝説』などのやうな比較的上代に作られた傳記にも、この法起寺の創立を太子に歸して居るけれども、此もやはり『法隆寺伽藍緣起』と同じ態度の記述に過ぎない。決して露盤銘と事實に於て牴觸するものではない。『上宮皇太子菩薩傳』、『太子傳補闕記』、『聖德太子傳曆』以後の群書によると、『太子創立七箇寺院』とか又は『八箇寺院』とかいふ特殊な名稱の套襲が行はれて來たので、此名稱やかうした記述の態度のうちに太子に對する後世からの追慕崇敬の感情は濃厚に認められるが、それを以て露盤銘の率直な記録を動かすことは出来ない。

(25) 此文獻は關野氏の論文の中にも引かれて居るけれども、關野氏は私と解釋を同うして居らない。これは同氏の爲に悲しむ。

また享保二十一年出版の『大和志』には

法起寺。在三井岡本邑。正堂三層寶塔。傳云、山背大兄王建。

とある。これは山背大兄王が遺命を受けて宮を以て寺と爲されたことを云ふのであらう。事實としては露盤銘と一致する。狩谷掖齋は上宮聖德法王帝説證注』の中で『大和志』の此文句を引用して、其後「按諸書所載、池後寺亦太子所造、云山背大兄王建者恐誤」と附け加へて居る。しかし『大和志』のやうな簡潔な文章であるから「建」といつても「建築」といふよりは「創立」の意味であると解釋するだけの餘裕を持つてほしかつた。一體私が嘗て何處かて云つたやうに、狩谷掖齋はあの博識を以てしながら、『太子傳私記』、『太子傳拾遺記』等の、法隆寺或は橘寺系統の太子傳研究書類を

ば殆ど讀むて居なかつた。これは不思議といつてもよい位の事實であるが、若し彼が其等の書物で露盤銘のことを讀んで居たならば必ず思ひ當るところがあるべきであつた。ところが平子鐸嶺が掖齋のこの『帝釈證注』の「補按」といふものを著はして居ながら、彼も亦た此所では遣れたやうに一言も露盤銘に言及して居ない。これは平素の鐸嶺らしくも無いことである。此露盤銘をば眞とも贋とも言ひ及ぶほどの價值も無いほど明かな贋物と見て居たものとすれば、彼をして此の考證を讀ませることが出来なくなつて仕舞つたことを私は何よりも残念に思ふ。因に云ふが、明治三十九年三月五日發行の雜誌「考古界」第五篇第九號に鐸嶺の『法輪寺法起寺建立年代の考證』といふ論文が出て居たが、「第一法輪寺を論じただけで、第二法起寺は遂に世に出ることが無かつた。未定稿の中にも無かつたものと見えて、彼の全集ともいふべき『佛教藝術の研究』の中にも採録されて居ない。

(26) 『法隆寺伽藍緣起』の中に擧げた七個寺の中にも、中宮尼寺、橘尼寺、池後尼寺(即ち法起寺)、葛城尼寺などの四個寺が數へられる。また『上宮皇太子菩薩傳』には「造僧寺三、造尼寺五」とある。これについて私は其總てが果して太子生前の建立か否かを論じて居るのであるが、太子が男子なるが故に疑つて居る人はあまり見受けられないやうである。

(27) 此點を喜田氏も述べて居られた。

八

法起寺三重塔の建築時代を決定するためには、此のほかに尙ほ在來の料拱形式論、瓦文樣式論、礎石論、尺度論などが私を待つてあらう。ことによると世間にはさうした在來の實物論を提げて私の此新研究を検討しようとする人もあるかもしれぬが、此場合に臨んで私は

其等の人々に一言しておきたい。いやしくも歴史を論ずるものが、文獻と實物との對立を認めて雙方に等半の權威を認めて居るやうなことではまだ不徹底な史眼と云はなければならぬ。況や文獻派とか實物派とかを以つて自ら任じて互に排撃しようとして居る人さへあるのは驚くの外は無い。文獻は實物の文獻であり、實物は文獻の實物であるから、引き離して睨み合はせるべきものではない。史實は一つである。二つは必ず一致すべきものだ。しかし文獻には正しさに於て程度がある。また實物は黙して吾々に何物も語らない。世間で實物論といつて居るのを聞けば多くは實物に關する誰かの見込みや見當のことである。此所にも勿論程度の差は免れない。だから一致するのは正しい文獻論と正しい實物論である。我々は文獻の發見と解釋とにいやしくも遺漏があつてはならない。そして常に實物の與へる正しい刺戟を保有しなければならぬ。そしてまた、いかに實物を偏重する人々でも、自分等の奉戴する様式論も、その成立には文獻の力が與かつて大きかつたことをよく記憶して居る筈だ。その如く絶えず文獻の正しい解釋によつて實物に對する見込みや見當にも改善が加へられて、それがますます完成せられむことを期すべきである。私は今此三重塔造立年代の確定のために、其露盤銘の文獻的價值について恐らく前人の未だ經驗せぬほどに煩瑣な手順をつくして考證を遂げたのである。私の志は今や學界三十年の沈滞を一掃せんとするにある。これに對して明治の後半期から一部學者の考案によつて發明せられ、其まゝ今日まで套襲されて來た古めかしい形式論の標準で是非の批

評を聞くことを私は望まない。私はかへつて、私の此辨證で、從來あまりに輕々しく信奉され愛用されて來た單純な様式論が、更に——多面的に、正當な發達に向ふべき機縁とならむことを望んで居る。

又世間の學者の間にはやゝともすると一種の不透明な妥協説が行はれ易い。法隆寺が創建にもせよ再建にもせよ、様式は推古式である。法起寺塔の建立が推古天皇十五年でも天武天皇の十三年でも、様式は要するに推古式である。これが其人々の云ふところである。私は今法起寺塔建立の史的事實を明確に決定せんとして居るのであるから、左様した緩漫な無定見な妥協論に耳を傾けて居られない。のみならず、史的事實の嚴正な検討を経ずに先づ定められた「推古式」又は「飛鳥式」といふ名稱が果して妥當であるか否かさへが、私の深く憂ふる所である。「事實は兎に角として様式は」といふやうなことは、その様式論が事實に充分な根據を持たないことを自認して居るものゝ言葉である。事實を離れて何の様式であるか。其様式論に何の價値があるか。これでは辯疏の目的をさへ達することが出来まい。かうした犠牲を拂つてまでも、昨非の傳統を墨守すべき必要が學者として何處にあるのか私には解らない。眞實を愛し進歩を愛する學者の口から——少くも此法起寺塔について——再びかうした不透明な挨拶を聞くことを私は望まない。

最後に關野貞、喜田貞吉兩氏の我國上代美術研究史上の比類なき功績は、私も世人に譲らず最も明確に認めて居る。今私のこの文中で、いやしくも先輩に對する禮を失ふところが

あつたならば、それは曩に兩氏によつて提示された問題の餘りに重大なりしたために、遂に昂奮した私の不文の致すところであらう。こゝに兩氏の諒恕を願ふ。又此文の起草について、宮内省御物係の諸公、東京帝室博物館歴史部の諸公、法隆寺管長佐伯定胤師等が、貴重な文書の披閱について特に與へられた便宜を感謝する。

(昭和五年十二月一日草)

(28) 工學博士天沼俊一氏は『日本建築史要』の法起寺三重塔の條で、先づ様式上から到底慶雲三年まで下げられないことを云つた後に、

時代が代ると政治上には直に大變があるけれども、美術上では一様式は代つた翌日から亡くなるものではないのは判り切つた事柄である。

塔は(中略)細部に於ては、柱、雲料、拱等何れも飛鳥時代の標本たる法隆寺堂塔の夫れ等に比べてみると大分に洗煉されてゐる。そして各重軒の出が深く、屋根勾配は緩いので非常に安定にみえる。今日に残つてゐるあらゆる三重塔中では此塔が最も恰好よく、かゝる塔をつくるのには建築術も餘程進歩してゐた事が分る。

故に初に述べた通り慶雲三年説も遽に否定は出来ぬ。前時代の遺風の頗る濃厚であつた中で當寺が建立されたと考へれば、細部の極めて洗煉された純飛鳥式のものが出るのは蓋し當然であると言へよう。

と述べて居られる。時代様式といふものを根柢に於てかういふ風に考へることは私の平素の考へ方と殆ど一致すると云つてもいゝ位であつて、周密な天沼氏の此公明穩健な説明は私の此論文の論旨と決して相容れないものでは無いと私は信じて居る。私は私の此論文が間もなく一般の専門的建築史家から正しい理解を受けることを期待して居る。進歩した實物研究は必

ず正確な文獻研究と一致しなければならぬからである。またかうした時代の推移と藝術の様式の關係については『支那學論叢』中の文學博士濱田耕作氏の『法隆寺の建築様式と支那漢六朝の建築様式に就いて』といふ論文の中に穩健な意見が述べられてあつたやうに記憶する。

(29) 保井芳太郎氏は昭和三年二月に『大和古瓦圖錄』の中で、法起寺出土の忍冬紋瓦を寧樂前期の製作として居られる。これは實物による氏が多年の研究の結果であらう。又大正五年一月五日發行の『考古學雜誌』第六卷第五號で醫學博士中山平次郎氏は其『古瓦雜考』の中に、忍冬紋華瓦が宇佐神宮の收藏中に發見せられることを談つて居られる。近くは今年石田茂作氏が同地方の彌勒寺の西一里なる法鏡寺址から出土の同種類の瓦を撮影してその印畫を私に示されたことがある。中山氏はこれを以て推古時代に於ける他の建築物の存在の證據としようとせられるのであつたが、若し推古時代に彌勒寺なり法鏡寺なり左様した寺院の存在が立派に立證されるのでなかつたならば、かうした推定法も根本から考へ直して貰はなければならぬ。これに似た事は、これまで法隆寺法起寺法輪寺式の伽藍配置が推古建築の最も著しい特色の一として知られて居たのに、田邊泰氏の報告によれば、相模の國分寺は此様式であつた。文學博士沼田頼輔氏は其所に推古時代の建築を想定しようとせられるけれども、私は寧樂時代説を執られる田邊氏に同感である。かう考へる方がより多く自然であるからである。法起寺の場合合ては天武朝以前に推古創建の宮殿があつたのであるから、出土の瓦をば悉く天武天皇以後のものとするわけには行かないが、忍冬紋さへ見れば何でも型を押したやうに推古時代にして仕舞ふことになつて居た在來の實物論に大修正が加へらるべき時が來て居ることを注意しなければならぬ。だから在來の瓦紋の時代様式論などは、私の此論文の趣旨に何等の障礙となり得るものではない。

(30) 私には私の尺度論がある。關野氏の尺度論は明快といへば明快であるが、其立論の基礎のあまりに單純なのに對して私は不服である。今の日本は尺度變遷の實際について吾々一同が活

きた經驗をして居る。吾々の經驗ては一片の法令だけで急速に舉國一致の變改は實行が出来ない。此等の問題については文學博士三浦周行氏は夙に雜誌『歴史地理』第七卷第七號に『高麗尺と唐尺とについて』と題して有力な反對論を述べられて居る。

法起寺塔婆露盤銘文諸本對照表

此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	御物顯眞自 筆帖子本 『聖德太子 傳私記』
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	御物卷子本 『聖德太子 傳私記』
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德王	上宮太子	大日本佛教 全書本傳拾 遺記
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德王	上宮太子	法隆寺藏 『聖德王 傳私記』
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德王	上宮太子	法隆寺藏 『玉林抄』
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	『和州舊跡 幽考』
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	國書刊行會 續々群書類 從本『法隆 寺記補志集』
此山本宮 (岡本宮)	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	『大和志料』
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	『歷史地理』 所載喜田貞 吉氏論文
此山本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	『建築雜誌』 所載關野貞 氏論文
岡本宮	勅御願旨	於山代兄王	臨崩之時	二月廿二日	壬午年	聖德皇	上宮太子	會津八一考 定

殿 字 殿	即 處 即	專 ナリ	爲 作 寺、	及	大倭國田 十二町	近江國田 卅	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專 ナリ	爲 作 寺、	及	大倭國田 十二町	近江國田 卅	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專	爲 作 寺	及	大倭國田 十二町	近江國田 三	至 子 戊 戌	福高僧正	聖 德 皇	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專	爲 作 寺	及	大和國田 十貳町	近江國田 卅	至 子 戊 戌	福高僧正	聖 德 皇	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專 ナリ	爲 作 寺、	及	大倭國田 十二町	近江國田 卅	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專 ナリ	爲 作 寺、	及 セ	大和國田 十二町	近江國田 卅 十町一	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德 皇	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專	爲 作 寺	及 ニ	大和國田 十二町	近江國田 卅 十町一	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德 皇	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專 ナリ	爲 作 寺、	及	大和國田 十二町	近江國田 卅 十町一	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專 ナリ	爲 作 寺、	及 ニ	大倭國田 十二町	近江國田 卅 十町一	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德 皇	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專	爲 作 寺	及	大倭國田 十二町	近江國田 卅 十町一	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德 皇	御 分	敬 造
殿 字 殿	即 處 即	專 ナリ	爲 作 寺、	乃 テ 入 ル	大倭國田 十二町	近江國田 卅 十町一	至 子 戊 戌	福亮僧正	聖 德 皇	御 分	敬 造

	露盤營作	丙午年三月		構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	年、至 ^ニ 于 ^乙 酉	構立金堂	軀、彌勒像一
	露盤營作	丙午年三月	而	構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	年、至 ^ニ 于 ^乙 酉	構立金堂	軀、彌勒像一
云々	露盤營作	丙午年三月		構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠陀僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
云々	露盤營作	丙午年三月		構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
云々	露盤營作	丙午年三月	而	構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
云々	露盤營作	丙午年三月	而	構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
	露盤營作	丙午年三月	而	構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
	露盤營作	丙午年三月	而	構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
云々	露盤營作	丙午年三月	而	構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
云々	露盤營作	丙午年三月	而	構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一
	露盤營作	丙午年三月		構立堂塔	願、將 ^ニ 寛 ^シ 御 ^シ	惠施僧正	至 ^ニ 于 ^乙 酉年	構立金堂	軀、彌勒像一